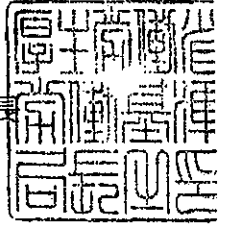


基発0327第1号

平成27年3月27日

各労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「安全管理士及び衛生管理士の選任について」の一部改正について

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に基づく安全管理士及び衛生管理士の選任については、「安全管理士及び衛生管理士の選任について」（平成4年3月25日付け基発第165号。以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知本文を別添の新旧対照表のとおり改正し、通知の別添様式1、別添様式3及び別添様式4中「労働省」を「厚生労働省」に改め、本日から適用することとしたので通知する。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">基発第 1 6 5 号 平成4年3月25日 <u>【一部改正】平成27年3月27日基発0327第1号</u></p>	<p style="text-align: center;">基発第 1 6 5 号 平成4年3月25日</p>
<p style="text-align: center;">各労働災害防止協会会長 殿 厚生労働省労働基準局長</p>	<p style="text-align: center;">各労働災害防止協会会長 殿 労働省労働基準局長</p>
<p style="text-align: center;">安全管理士及び衛生管理士の選任について</p> <p>労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に基づく安全管理士及び衛生管理士の選任については各労働災害防止協会において行ってきたところであるが、今般労働災害防止団体法施行規則に基づいて安全管理士の資格を定める告示及び労働災害防止団体法施行規則に基づいて衛生管理士の資格を定める告示が改正されたのに伴い、その<u>取扱い</u>を下記によることとしたので通知する。</p>	<p style="text-align: center;">安全管理士及び衛生管理士の選任について</p> <p>労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に基づく安全管理士及び衛生管理士の選任については各労働災害防止協会において行ってきたところであるが、今般労働災害防止団体法施行規則に基づいて安全管理士の資格を定める告示及び労働災害防止団体法施行規則に基づいて衛生管理士の資格を定める告示が改正されたのに伴い、その<u>取り扱い</u>を下記によることとしたので通知する。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 <u>労働災害防止団体法施行規則（昭和39年労働省令第19号）第1条第2号又は第2条第3号に該当する候補者を、新たに安全管理士又は衛生管理士として選任しようとする場合には、別添様式1により事前に厚生労働省と協議すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 安全管理士又は衛生管理士として選任した場合には、別添様式3により<u>厚生労働省</u>へ報告すること。</p> <p>4 安全管理士又は衛生管理士を退職、異動等により解任することとなった場合には、別添様式4により<u>厚生労働省</u>へ報告すること。</p>	<p>1 新たに安全管理士又は衛生管理士として選任しようとする候補者については、別添様式1により事前に<u>労働省</u>と協議すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 安全管理士又は衛生管理士として選任した場合には、別添様式3により<u>労働省</u>へ報告すること。</p> <p>4 安全管理士又は衛生管理士を退職、異動等により解任することとなった場合には、別添様式4により<u>労働省</u>へ報告すること。</p>